

報告第 6 号

平成 1 5 年 1 月 1 7 日承認

津地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いに関する協定書
について

津地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いに関し、別紙のとおり協定
したので報告する。

平成 1 5 年 1 月 1 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

津地区合併協議会の委員等に係る災害補償の取扱いに関する協定書

津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町及び白山町（以下「9市町村」という。）は、津地区合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の職務上等の災害補償の取扱いについて、次のとおり協定する。

（災害補償）

第1条 津地区合併協議会規約（平成15年1月1日施行。以下「規約」という。）第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する者としての委員（以下「学識経験委員」という。）及び規約第13条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員に、それぞれの職務上の災害及び当該職務のための通勤による災害が発生した場合には、津市の例により補償を行うものとする。

（費用の負担）

第2条 前条の規定に基づき、災害補償を行う場合におけるその必要となる費用については、9市町村において均等に負担するものとする。

（適用除外）

第3条 普通地方公共団体の職員の身分を有する学識経験委員に第1条に規定する災害が発生した場合には、その者に当該普通地方公共団体における公務災害補償制度の適用がなされるときは、前2条の規定にかかわらず、同条の規定は適用しないものとする。

（疑義等の決定）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ9市町村が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、9市町村が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成15年1月16日

津市西丸之内23番1号

津市

津市長 近藤康雄

久居市東鷹跡町246番地

久居市

久居市長 池田幸一

安芸郡河芸町大字浜田 8 0 8 番地
河芸町

河芸町長 後 藤 輝 人

安芸郡芸濃町椋本 1 8 4 5 番地
芸濃町

芸濃町長 横 山 雅 宏

安芸郡美里村大字三郷 4 8 番地の 1
美里村

美里村長 黒 川 和 義

安芸郡安濃町大字川西 1 3 1 0 番地
安濃町

安濃町長 海 野 武 司

一志郡香良洲町 1 8 7 8 番地
香良洲町

香良洲町長 鈴 木 一 司

一志郡一志町大字田尻 5 9 3 番地 2
一志町

一志町長 前 山 三

一志郡白山町大字川口 8 9 2 番地
白山町

白山町長 岡 本 知 順